

船橋市立前原中学校P T A規約

第1章 名称及び目的

第1条 この会は、船橋市立前原中学校（以下、本校）P T Aと称し、事務所を同校に置く。

第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭、学校及び社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第2章 活動及び方針

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域における、生徒のより良い教育及び生活環境の整備
- (2) 会員相互及び地域との親睦を築く活動
- (3) 会員の教養を高める研修活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の内容を活動方針とする。

- (1) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に片寄る活動は行わない
- (3) もっぱら営利を目的とするような活動は行わない。
- (4) この会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 学校の人事及び管理には干渉しない。

第3章 会 員

第5条 この会の会員（以下、会員）は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。

第6条 会員は、すべて平等の義務及び権利を持つものとする。

第7条 会員は、細則で定める会費を納めるものとする。

第4章 役 員

第8条 この会の役員（以下、役員）は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 3名（内1名は教職員）

第9条 役員は、総会において選出、承認される。

第10条 役員は、他の役員を兼ねることはできない。

第11条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 役員の仕事

第12条 各役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。また、総会及び理事会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 書記は、会長の指示を受け、この会の庶務を行う。
- (4) 会計は、会費及びその他の活動費の出納管理を行う。

第6章 機 関

第13条 この会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 総会

- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 常置委員会及び臨時委員会

第7章 総 会

- 第14条 総会は、全会員によって構成されるこの会の最高議決機関である。
- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として4月に、臨時総会は理事会が必要と認めた時又は会員の10分の1以上の要求があった時に開催される。
- 第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出によって、出席とみなすことができる。
- 第17条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。
- 第18条 総会の議事は、事前に全会員に周知させるような処置を取らなければならない。

第8章 理 事 会

- 第19条 理事会は、役員、学年委員、常置委員会の委員長・副委員長、校長、教頭及び臨時委員会のあるときはその委員長によって構成される総会に次ぐ議決機関である。
- 第20条 理事会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

第9章 役 員 会

- 第21条 役員会は、役員、校長及び教頭で構成する。
- 第22条 役員会は、この会の活動の企画を立案し理事会その他の委員会にはかる。

第10章 常置委員会及び臨時委員会

- 第23条 常置委員会及び必要に応じて臨時委員会を設ける。

第11章 会計及び会計監査

- 第24条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 第25条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行う。
- 第26条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

第12章 会計監査委員

- 第28条 この会の会計を監査するため、3名（内1名は教職員）の会計監査委員を置く。
- 第29条 会計監査委員は、総会において選出され、役員を兼ねることはできない。
- 第30条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。
- 第31条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第13章 規約の改正及び細則の制定

- 第32条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。
- 第33条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて理事会の議決を経て定めることができる。

附 則

この会則は、平成19年4月21日から実施する。
平成21年4月25日一部改正
平成29年4月22日一部改正

船橋市立前原中学校PTA規約 細則

第1章 会 費

第1条 会員は、一世帯につき年額3,000円の会費を一括で納めるものとする。ただし、会員の申し出により、役員会の承認を受け、会費を減免することができる。

第2章 機関及び役員等

第2条 選考委員会が、役員及び会計監査委員の候補者を公示する場合は、候補者の同意を得た上、総会の7日以上前に行う。

第3条 会長に欠員を生じたときには、副会長が代理を務める。任期は残任期間とする。

第4条 会長以外の役員に欠員が生じたときには、理事会がこれを補充する。任期は残任期間とする。

第5条 校長は学校管理及び教育上、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第6条 この会には理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

第3章 総 会

第7条 年間計画、収支予算の審議決定、役員の選出及び会計監査を経た収支決算の承認等を定期総会において行う。

第8条 議事の公平さを期するため、議長団を設ける。

第4章 理 事 会

第9条 理事会は、総会の議決事項及び役員会の企画等を受けて、この会の運営推進に当たる。

第5章 常置委員会

第10条 常置委員会として、学年委員会、広報委員会、校外環境委員会、バザー委員会及び父親委員会を置く。

第11条 常置委員会の委員は、各学級より選出された学級委員より構成する。

第12条 常置委員会は、それぞれ委員長、副委員長を互選する。

第13条 常置委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 常置委員会は、次のことを行う。

(1) 学年委員会

理事会への出席及び学年に関すること、会員の研修に関することを行う。

(2) 広報委員会

広報紙の発行及び情報伝達に関することを行う。

(3) 校外環境委員会

学校及びその周辺の安全・環境改善に関することを行う。

(4) バザー委員会

PTAバザーに関することを行う。

(5) 父親委員会

PTA活動、学校行事への参加協力を行う。

第6章 臨時委員会

第15条 臨時委員会として、必要に応じて、選考委員会等を置き、その任務を終了したときは解散する。

第16条 役員及び会計監査委員の候補者を選出する場合は、選考委員会を以下のとおりに置く。

- (1) 1学年及び2学年の学年委員会より8名選出する。
- (2) 教員の中より2名（校長、教頭）選出する。
- (3) 選考委員長及び副委員長を互選する。
- (4) 選考委員の中で、役員若しくは会計監査委員候補者となった場合については選考委員を解く。

第7章 サークル活動

- 第17条 本会の会員は、PTA規約第2条の目的および第4条の活動方針に基づき、サークルを設立することができる。
2. サークルを設立する場合は会長に申請を行い、会長および学校長の許可をもって発足とする。
 3. サークルの部員は本会の会員が中心となって構成することとする。一部卒業生および元会員を加えることができるものとする。
 4. サークルは自主管理・自主運営とし、代表者と会計担当者を互選により選出する。ただし、代表者および会計担当者は本会の会員に限ることとする。
- 第18条 サークルの代表者は、総会および理事会に参加し活動報告を行うこととする。
2. 代表者は発足時および総会において活動計画と部員名簿を作成し、会長に提出する。
 3. サークル活動の目的、内容が妥当な場合、PTA予算より1団体につき10,000円を上限とした活動補助を行う。用途適正化のため、会計担当者は年2回の会計監査において所定の書式で会計報告を行うこととする。
- 第19条 各サークルの事情により活動不可能となった場合、解散届を会長に提出すること。
2. 会長は、規約・細則違反、生徒や学校への著しい迷惑行為などの理由により、活動停止並びにサークルの解散を勧告することができる。すべて総会または理事会で承認を得る。

第8章 改正

- 第20条 この細則の改正には、総会若しくは理事会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 第21条 改正案提出に際しては、総会若しくは理事会の7日以上前に各構成員に知らせるものとする。
- 第22条 理事会で改正を行った場合については、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則

この細則は平成19年4月21日から実施する。
平成20年4月19日 一部改正
平成23年2月19日 一部改正
令和 元年7月 6日 一部改正